

督促状を受けてからの

納税方法かわる

市民税や固定資産税、保険税の納税にはいつも、ご協力をいただいており深く感謝いたします。申すまでもなく税金は、それぞれの徴税合書に定められた納期までに必ず納めていただくわけですがいろいろの事情で督促状を受けてから納めるむきもあります。この督促状を受けてからの納税の方法がことしから変わりました。これまでの方法では督促状を受けると、前に届けられた徴税合書で納めたのですが今年度からは督促状を受けましたら、その督促状で納税していただき、領収証も、その半片を差し上げることに改められましたので間違いないようにお願いします。今月の固定資産税第一期軽自動車税、国民健康保険税第一期分から実施いたします。

なお督促状を受けますと督促手数料、延滞加算金などが加算されま

すので税金は納期に必ず納めま

よう。



(写真は農業の作業風景)



農業の作業は手際よく

5月1日から新農業危害防止運動

毎年行

れます。

農事だより

農事